

第三者保証

独立した第三者保証報告書

2024年7月16日

日産自動車株式会社

代表執行役社長兼最高経営責任者 内田 誠 殿

KPMG あずさサステナビリティ株式会社

東京都千代田区大手町一丁目9番7号

パートナー 佐藤 研一郎 ㊞

当社は、日産自動車株式会社（以下、「会社」という。）からの委嘱に基づき、会社が作成したサステナビリティデータブック 2024（以下、「サステナビリティデータブック」という。）に記載されている 2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日までを対象とした★マークの付されている環境パフォーマンス指標（以下、「指標」という。）に対して限定的保証業務を実施した。

会社の責任

会社が定めた指標の算定・報告規準（以下、「会社の定める規準」という。サステナビリティデータブックに記載。）に従って指標を算定し、表示する責任は会社にある。

当社の責任

当社の責任は、限定的保証業務を実施し、実施した手続に基づいて結論を表明することにある。当社は、国際監査・保証基準審議会の国際保証業務基準 (ISAE) 3000「過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」及び ISAE3410「温室効果ガス情報に対する保証業務」に準拠して限定的保証業務を実施した。

本保証業務は限定的保証業務であり、主としてサステナビリティデータブック上の開示情報の作成に責任を有するもの等に対する質問、分析的手続等の保証手続を通じて実施され、合理的保証業務における手続と比べて、その種類は異なり、実施の程度は狭く、合理的保証業務ほどには高い水準の保証を与えるものではない。当社の実施した保証手続には以下の手続が含まれる。

- サステナビリティデータブックの作成・開示方針についての質問及び会社の定める規準の検討
- 指標に関する算定方法並びに内部統制の整備状況に関する質問
- 集計データに対する分析的手続の実施
- 会社の定める規準に従って指標が把握、集計、開示されているかについて、試査により入手した証拠との照

合並びに再計算の実施

- リスク分析に基づき選定した Nissan North America, Inc. Smyrna 工場における現地往査
- 指標の表示の妥当性に関する検討

結論

上述の保証手続の結果、サステナビリティデータブックに記載されている指標が、すべての重要な点において、会社の定める規準に従って算定され、表示されていないと認められる事項は発見されなかった。

当社の独立性と品質マネジメント

当社は、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力及び正当な注意、守秘義務及び職業的専門家としての行動に関する基本原則に基づく独立性並びにその他の要件を含む、国際会計士倫理基準審議会の公表した「職業会計士の倫理規程」を遵守した。

当社は、国際品質マネジメント基準第 1 号に準拠して、倫理要件、職業的専門家としての基準並びに適用される法令及び規則の要件の遵守に関する方針又は手続を含む、品質マネジメントシステムをデザイン、適用及び運用している。

以上

上記は保証報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社及び KPMG あずさサステナビリティ株式会社がそれぞれ別途保管しています。

(注記) 第三者保証にかかわるCO₂排出量、廃棄物発生量、取水量の算定方法

- 日産自動車および連結子会社からのCO₂排出量：社内基準に基づき、サプライヤーからの請求書をベースとするサイト内での各エネルギー使用量データに、各日産自動車および連結子会社にて一般に入手可能なCO₂排出係数をそれぞれ乗じて算定。
- 購入した製品・サービスにおけるCO₂排出量：自動車の生産に伴って購入する原材料を対象とし、クルマ1台あたりのCO₂排出量に2023年度の年間グローバル生産台数を乗じて算出。自動車1台あたりのCO₂排出量は、2010年時点の代表的自動車1台あたりの原材料投入量おののに対して、カーボンフットプリント制度試行事業CO₂換算量共通原単位データベースver.3.0を適用し算出。
- 販売した製品の使用に伴うCO₂排出量：クルマ1台の走行距離当たりの平均CO₂排出量(地域別)に廃棄されるまでの推計平均走行距離(地域別)と2023年度の自動車販売数量を乗じて算出。使用に伴うクルマ1台の走行距離当たりの平均CO₂排出量(直接排出のみ)は、日産自動車の世界主要市場(日本、米国、欧州、中国)についてはそれぞれに平均的な排出量が算出され、その他国については主要市場の排出量を用いて推定した。廃棄されるまでの推計平均走行距離は、公表されている国別の市場走行距離データをもとに設定した。
- スコープ3排出量は、固有の不確実性の影響を受ける推計値である。
- 生産工場(日産自動車、連結子会社および持分法適用関連会社の一部)における廃棄物発生量：社内基準に基づき、

生産拠点からの排出物について、拠点内のトラックスケールまたは処理業者からの報告データをもとに算定。ただし、排出物のうち、自社内での再利用ならびに有価物は含めない。

- 生産工場(日産自動車、連結子会社および持分法適用関連会社の一部)における取水量：社内基準に基づき、生産拠点における取水量をもとに算定。取水量の把握は、取引メーター値もしくは自社測定値による。取水量には、生産拠点で購入されている上水(水道水)および工業用水のほか、地下水、雨水なども含まれる。